

武蔵野支部
業務対策特別委員会設置要綱

武蔵野支部業務対策特別委員会設置要綱

東京税理士会武蔵野支部

(設置)

第1条 支部規則第34条第5項の規定に基づき、特別委員会として業務対策特別委員会を設置、運営するために必要な事項を定めるものとする。

(目的・事業)

第2条 本特別委員会は、支部規則第34条に定める分掌機関及びその他の支部業務を補完することを目的とする。

2 この目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 本支部の組織機構及び運営制度の検討に関する事項
2. 各部委員会の事業の連絡調整及び協働に関する事項
3. その他、前項に定める目的を達成するために支部長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 本特別委員会は、3名以上の委員をもって構成し、次に定めるところにより支部長が委嘱する。

1. 副支部長、幹事又はその経験者のうちから支部長が適当と認めるもの若干名
2. 税理士会員のうちから支部長が適当と認めるもの若干名

(委員長等の選任)

第4条 本特別委員会の委員長は、前条第1号の規定により委嘱された委員のうちから支部長が指名する。

2 副委員長は若干名とし、委員長が委員のうちから指名する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期及び退任は、支部規則第14条及び第15条の規定を準用する。

(規則等の準用)

第6条 この要綱に定めのない事項については、支部規則及び支部業務執行細則の規定を準用する。

(要綱の変更)

第7条 この要綱の変更については、幹事会の承認を経て行うものとする。

附 則（令和5年5月19日制定）

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。